

## 「アマチュア転向・復帰手続き」の事務取扱手順

- ① アマチュア転向・復帰申請： 転向・復帰を希望する個人より「アマチュア転向・復帰申請書」をもって日本連盟に申請する。
- ② 審査を経て申請者にアマチュア復帰の可否を伝える。復帰相当と認められた者に日本連盟より「アマチュア復帰承認書」を交付する。
- ③ アマチュア復帰が承認された者は都道府県連盟に承認書のコピーを添え選手・役員登録を所属団体（アマチュアの役員等が在籍する団体）より都道府県連盟を通して日本連盟に行う。
- ④ 上記申請が都道府県連盟なされた場合各連盟は日本連盟に復帰承認が正しくなされているかの確認を行う。（日本連盟にてアマチュア復帰者リストが作成される）
- ⑤ 都道府県連盟は④の確認を行った上、通常選手と同様に役員・選手登録を行う。  
（登録データを送信する際にアマチュア復帰者であることをメール本文に記載）
- ⑥ プロスポーツ競技の経験者で優秀な成績を残した者でも通常の初回登録者として扱う。（実戦競技出場資格証明書等）